

## ○ 経済産業省告示第 号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令（平成二十三年経済産業省令第 号）第二条の規定に基づき、特例特定二次標準器及びその校正の期間を次のように公示する。

平成二十三年 月 日

経済産業大臣 名

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令第二条の規定に基づく特例特定二次標準器及びその校正の期間の告示

特例特定二次標準器	校正の期間
標準分銅であって、特定標準器による校正等が行われる範囲（以下「校正範囲」という。）が一ミリグラム以上二十キログラム以下のものうち、平成二十年三月一日から平成二十一年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から四年
白金抵抗温度計であって、特定標準器による校正が行われる温度がマイナス百八十九度のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの	その校正を行った日の翌月の一日から二年六月
貴金属熱電対であって、特定標準器による校正が行われる温度が千五百五十四度のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの	その校正を行った日の翌月の一日から二年
ロータリエンコーダのうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二	その校正を行った

<p>十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>日の翌月の一日から三年</p>
<p>ISO型トロイダルスロート音速ノズルであって、校正範囲が〇・〇〇五グラム毎分以上二十キログラム毎分以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p> <p>レーザー干渉式振動測定装置であって、校正範囲が一ヘルツ以上五キロヘルツ以下のものうち、平成二十年三月一日から平成二十一年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から四年六月</p>
<p>誘導分圧器であって、周波数が一キロヘルツの場合において、校正範囲が十ボルトのもの又は周波数が五〇ヘルツ以上六〇ヘルツ以下の場合において、校正範囲が百ボルトのものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から二年六月</p>
<p>電圧測定装置であって、電圧が〇・五ボルトの場合において、校正範囲が十メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から二年</p>
<p>電力測定装置であって、線路が七ミリメートル同軸及び電力が一ミリワットの場合において、校正範囲が十メガヘルツ以上十八ギガヘルツ以下のもの又は線路が二・九ミリメートル同軸及び電力が一ミリワットの場合において、校正範囲が十メガヘルツ以上四十ギガヘルツ以下のものうち、平成二十二</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から二年</p>

<p>年三月一日から平成二十三年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>固定長エレメント型のダイポールアンテナであって、周波数が三十メガヘルツ以上一ギガヘルツ以下のものうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>シリコン単結晶であって、校正範囲が二千三百二十キログラム毎立方メートル以上二千三百四十キログラム毎立方メートル以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>実荷重式、こうかん式又は油圧式力基準機であって、校正範囲が圧縮力にあつては十ニュートン以上十メガニュートン以下のもの、引張力にあつては、十ニュートン以上一メガニュートン以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>I型標準マイクロホンであつて、校正周波数範囲が二十ヘルツ以上一万二千五百ヘルツ以下のものうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>照射線量、照射線量率、吸収線量、吸収線量率、線量当量、線量当量率、カーマ又はカーマ率校正用のガンマ線用電離箱式照射線量計であつて、ガンマ線源の核種がセシウム百三十七の場合において、校正範囲が照射線量におけ</p>		<p>その校正を行った日の翌月の一日から三年</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から六年六月</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から六年六月</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から三年</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から三年</p>
	<p>その校正を行った日の翌月の一日から三年</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から六年六月</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から六年六月</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から三年</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から三年</p>						

<p>る放射線の量が百ナノクーロン毎キログラム以上〇・一クーロン毎キログラム以下のもの及びコバルト六十の場合において、校正範囲が放射線量における放射線の量が百ナノクーロン毎キログラム以上五クーロン毎キログラム以下のものうち、平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	<p>ロックウエル硬さ標準片であって、校正範囲が二十HR C以上六十五HR C以下のものうち、平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日までの間に特定標準器により校正をされたもの</p>	
<p>露点計であって、校正範囲が露点で摂氏マイナス七十度以上八十五度以下のものうち、平成二十二年三月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に特定標準器により校正をされ、又はされるべきもの</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から二年六月</p>	<p>その校正を行った日の翌月の一日から六年</p>